

そらいろラボ特約（プログラム規約）

第1条 （適用）

1. 本特約は、プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）（以下「本則」という。）に付随し、「そらいろラボ」（以下「本プログラム」という。）に参加する会員に適用される。
2. 本特約に定めのない事項については、本則の定めによるものとする。

第2条 （登録対象）

本プログラムにおける登録対象は、次の設備の導入又は更新による温室効果ガス排出削減活動とする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 既設の太陽光発電設備へ追加的に導入する以下の設備
 - 出力制御対応機能付きパワーコンディショナー
 - 蓄電池
 - 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）
 - 貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）

第3条 （本プログラム固有の追加要件）

会員は、本則第4条に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 太陽光発電設備で発電された電力（蓄電池に蓄電された電力も含む）の全部又は一部を自家消費していること。
- (2) EV 放電サービスその他太陽光発電設備による自家消費分を外部へ提供するサービスを利用していないこと。
- (3) その他運営・管理者が必要と認める事項。

第4条 （本則要件の適用除外）

本プログラムにおいては、本則の規定のうち、次の各号に掲げる条項は適用しない。

- (1) 第15条 2.
- (2) 第15条 3.

附則

本特約は、2026 年 4 月 15 日から施行する。